

## (目) 経済協力国際機関等拠出金

## (目細) 在韓被爆者支援特別基金拠出金

(担当局課) アジア局北東アジア課

(担当官) 菊池 (内線 2416)

| 年 度           | (うちODA)<br>平成3年度         | (うちODA)<br>平成4年度         |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 予 算 額<br>(千円) | (1,700,000)<br>1,700,000 | (2,300,000)<br>2,300,000 |
| 対前年度比<br>(%)  |                          | 35.3                     |

[全額ODA]

1. 設立年月日 (予算計上年度) 平成3年度

2. 設立目的

韓国政府が行う在韓被爆者対策に対し、医療面で支援を行うこと。

3. 機構 大韓赤十字社 (ソウル)

4. 事業 (活動) 内容

韓国政府が行う被爆者対策に対する支援を行う。具体的には、被爆者のため健康福祉センター建設費・施設設備費、健康診断費及び治療費を支援する。

5. 拠出根拠 大韓赤十字社より拠出要請

6. 要求概要及び必要性 (効果)

(1) 要求概要

90.5

(1) 21世紀に向けて新たな日韓関係を開くために、先の盧泰愚大統領訪日の際、海部総理より、今後総額40億円程度の支援を意図表明。右意図表明のフォローアップとして平成3年度にはその一部として17億円が計上され、平成4年度は引き続き残り23億円を要求するもの。

(2) なお、在韓被爆者の大半は高齢であり、早急な対策を取る必要があるところ、韓国側は当初40億円の一括拠出を強く要望していたこともあり、3年度は完成までに時間を要するセンター建設費及び3年度の治療費等を要求。

(2) 必要性 (効果)

(1) 21世紀に向けた新たな日韓友好関係を構築していくためには、いわゆる不幸な過去に起因する諸問題に誠意をもって取り組む必要あり。就中、在韓被爆者問題は在日韓国人三世問題及び在サハリン韓国人問題と並んで、近年日韓間での重要な外交問題となってきたもので、依然韓国国民の関心も極めて大。

(2) 本問題については、法的には、日韓間の請求権の問題は全て1965年の日韓請求権協定で決着済みであるが、韓国において引き続き多くの被爆者が後遺症等に苦しんでいることは事実であり、人道的観点からも我が国として出切る限りの協力を行う必要あり。更に、当時日本人であった韓国人が被爆したという事実は我が国と全く無関係ではなく、我が国としても道義的・歴史的観点から支援を行うことが求められている。

7. 積算内訳 (単位 千円)

|                    |           |             |           |
|--------------------|-----------|-------------|-----------|
| (1) 治療費支援          | 1,530,000 | (170,000)   | 1,360,000 |
| (2) 健康診断費支援        | 96,000    | (24,000)    | 72,000    |
| (3) 健康福祉センター建設費等支援 | 674,000   | (1,506,000) | △ 832,000 |

在韓被爆者支援拠出金予算要求内訳

(単位：千円)

|                  |  | 福祉センター建設費                   | 健康診断費<br>(2年に1回実施)       | 治療費                       |      |  |
|------------------|--|-----------------------------|--------------------------|---------------------------|------|--|
| 17億円<br>(平成3年度分) |  | 1,506,000<br>(センター×6ヵ所の建設費) | 24,000<br>(平成3年度、5分の1回分) | 170,000<br>(平成3年度分)       | 23億円 |  |
|                  |  |                             |                          |                           |      |  |
|                  |  |                             | 96,000<br>(平成4年以降9年間分)   | 1,530,000<br>(平成4年以降9年間分) |      |  |
|                  |  | 184,000<br>(センター×1ヵ所の建設費)   |                          |                           |      |  |
|                  |  | 490,000<br>(センターの機材設置費)     |                          |                           |      |  |
|                  |  | (計674,000)                  |                          |                           |      |  |
|                  |  | 2,180,000                   | 120,000                  | 1,700,000                 |      |  |
|                  |  | 4,000,000                   |                          |                           |      |  |